

前橋市支所及び出張所設置条例の改正について（議案第155号）

生活課

1 改正の理由

住民の利便に資するため、出張所の所管区域を見直す。

2 内容

元総社市民サービスセンターの所管区域である大渡町一丁目の一部を総社市民サービスセンターの所管区域とする。

3 施行期日

令和3年4月1日